

令和元年

9月農業委員会総会議事録

■日 時	2019年（令和元年）9月13日（金） 14：30～14：39	反訳：株式会社
■場 所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者 （敬称略） （議席順）	<p>[農業委員] 計（12名）</p> <p>1 西辻 達佳 2 井阪 正明 3 大谷 康之 4 5 高橋 一隆</p> <p>6 小林 修 7 横田 武 8 久保 安治 9 10 飯阪 保</p> <p>11 辻畑 忠紹 12 辻井 正昭 13 辻林 孝幸 14 友田 博文</p> <p>[欠席委員] 計（2名）</p> <p>4 山千代重榮 9 福本 敏行</p> <p>[事務局] 計（4名）</p> <p>濱田 和宏 西川 秀士 谷上 昇 丸鳩 清乃</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請承認について</p> <p>報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について</p> <p>報告第2号 農地使用貸借権の解約通知確認について</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について</p>	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから令和元年9月の委員会総会を開催いたします。</p> <p>では、開会に当たりまして、井阪会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>まず初めに出席者数の報告を、事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局の西川でございます。</p> <p>本日の委員会に出席されております委員は12名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は、4番、山千代副会長、9番、福本委員でございます。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p>
会長	<p>それでは、井阪会長、議事進行、よろしくをお願いいたします。</p> <p>本日の議事録記名人は、西辻委員、高橋委員、両委員さんによろしくをお願いいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p> <p>それでは、1ページをお開きください。</p> <p>9月委員会議事日程、議案第1号、報告第1号から第4号の順に御審議をいただきます。よろしくをお願いいたします。</p>

議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの賃貸借権の設定 2 件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。

議案第 1 号、番号 1、仏並町の物件を御審議いただきますが、これにつきましては飯阪委員さんには御家族ということでございますので、退席をお願いいたします。

(委員退席)

それでは審議に入ります。議案第 1 号、番号 1、仏並町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の谷上でございます。

議案書 3 ページ、1 番について説明させていただきます。

物件の所在地は仏並町で、地目は田、5 筆、面積は合計 2, 9 0 7 平方メートル、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であるため、2 種農地と判断いたします。

転用目的は露天資材置き場で、譲受人は建設業を営む法人であり、所有している重機の今現在の置き場を引き払う必要があるため、法人の代表者の居住地に近い申請地に賃貸借権を設定し、転用するものです。

続きまして、地区担当の久保委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地を確認したところ、申請地は今現在農地である。申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。貸し人及び借り人に確認したところ転用目的は申請内容どおりに間違いなく、許可後予定どおりに転用し、地目を変更するとのことでした。

以上調査の結果から許可やむを得ないと認めます、との報告を受けております。また農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長 事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第 1 号、番号 1 については許可やむを得ないものと意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第 1 号、番号 2、山荘町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局

飯阪委員さん、入場してください。

(委員入席)

事務局よろしく願いいたします。

議案書3ページ、2番について説明させていただきます。

物件の所在地は山荘町で、地目は畑、面積は423平方メートル、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんしている区域内であるため3種農地と判断いたします。

転用目的は老人福祉施設で、借り人は社会福祉法人で現在申請地の隣接にてサンガーデン府中を運営しておりますが、社会情勢等を鑑み、看護・介護などのできる高齢者住宅を拡張するため賃貸借権を設定し転用するものです。

続きまして、地区担当の西辻委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地を確認したところ、申請地は現在保全管理されており、申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。

申請者に確認したところ、転用目的は申請内容どおりに間違いはなく、許可後速やかに転用し地目を変更するとのことですが、この報告を受けております。また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第1号、番号2については許可やむを得ないものと意見を付して知事に送付いたします。

続きまして4ページ、報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適用を受けた特例農地の利用状況2件について別表のとおり確認するものとする。

5ページを御参照ください。

続きまして、6ページ、報告第2号 農地使用貸借権の解約通知確認について、農地使用貸借権の解約1件に関する通知を別表のとおり確認するものとする。

7ページを御参照ください。

続きまして、報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用4件を専決により受理したので報告する。

9 ページを御参照ください。

続きまして、報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転4件を専決により受理したので報告する。

11 ページを御参照ください。

以上で、本日予定されました議事は終了いたしました。